

第7回広域行政のあり方検討会

日時：平成30年3月16日（金）

午後3時00分～午後5時12分

場所：関西広域連合本部事務局 大会議室

開会 午後3時00分

○事務局 それでは定刻となりましたので、第7回広域行政のあり方検討会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は公開とさせていただいており、各構成府県市担当課とはテレビ電話でつながっております。ご発言の際には、お手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

最初に配付資料の確認をさせていただきます。資料1 広域行政のあり方検討会中間まとめ（論点整理表）、資料2 広域行政のあり方検討会（中間まとめ）（未定稿）、資料3 別冊「諸外国の地方自治制度」（未定稿）、それから、山下茂委員から棒グラフの記載されておりますA4の1枚物の資料を頂戴しております。一番最後に「関西広域連合委員会委員との意見交換について」という資料をお手元に配付しております。ご確認いただければと思います。

それでは早速ですが、以降の進行は新川座長をお願いいたします。

○新川座長 改めまして、どうもご苦労さまです。よろしくをお願いいたします。

早速でございますけれども、第7回広域行政のあり方検討会を始めさせていただきたいと思います。ご案内のとおり、来週には中間取りまとめというか、中間での論点を連合委員会委員の皆様方と意見交換をさせていただくという、そういう機会もいただいております。そこに向けて、本日は私どもとしての中間のまとめというよりは論点整理、これが現時点でのまとめということでございますけれども、内容を精査させていただいて、私どもなりの議論、今年度のまとめということにさせていただきた

いと思っております。

まずは、中間まとめの案を、論点整理をいただいておりますので、事務局のほうで取りまとめに当たりまして、ここまでの作業の中身について資料説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、まず、資料1をお願いいたします。広域行政のあり方検討会中間まとめ（論点整理表）ですが、この資料は前回、2月16日には中間まとめ（イメージ）という題名で提出しました資料でございますけれども、各委員からのご意見、ご指摘をいただいてブラッシュアップしたものであり、主な修正点などについてご説明をいたします。

Iの海外事例については、前回の検討会で連邦制国家と単一制国家、連邦化が進んでいる国家等に分けて比較整理すべきというご意見をいただいております、そのように分類するとともに、未定稿ですが7ページには比較表をつけております。また、分析事項やさらなる検討事項も追記をしております。なお、この海外事例につきましては、山下茂委員に仲介の労を賜り自治体国際化協会（CLAIR）のご協力をいただけることとなりましたので、CLAIRへの質問事項等については精査をしていく予定でございますが、各委員におかれましても引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

IIの論点整理では、1の（1）考え得るテーマ、課題を広域産業政策等の大きな括りに整理をし直しております。

おめくりをいただきまして、下段の2の（1）箱書きの部分は大きな変更はございませんが、この3つの類型をイメージしていただくために、9ページ以下に道州制のあり方研究会最終報告の抜粋をつけておりますので、9ページをお開き願いたいと存じます。9ページは、文字で企画立案・総合調整型イメージということの解説を記載しておりますが、おめくりいただいて10ページに図がございます、上段の（1）－aは、河川管理・森林保全分野からのイメージであり、国の役割は河川法など法的な枠

組みの策定などに限定され、道州が総合的な企画立案、調整機能を果たすイメージで
ございます。

下の（１）－bは、インフラ整備や産業振興のイメージで、全国的なものは国が計
画を策定し、事業執行を行う一方、広域については道州が広域調整機能を果たすイメ
ージでございます。

おめくりいただいて12ページでございますけれども、12ページの上段の（２）－a
は義務教育や生活保護（現金給付）からのイメージで、基礎自治体が大きな権限を持
ち、道州は基礎自治体を補完するイメージでございます。

下段の（２）－bは、医療・社会保険などのイメージで、ナショナル・ミニマムと
して国の一定の事業を行う一方、地域では基礎自治体が企画立案から事業執行まで大
きな役割を果たすイメージでございます。

さらにおめくりいただきまして14ページですけれども、府県連合型イメージは、こ
れは農業政策などからのイメージであり、府県連合は広域的な調整を担うイメージと
いうものでございます。

それでは、3ページにお戻りをお願いいたします。3ページですけれども、（２）
のア、府県存置型広域自治体について、（ア）の連合型と（イ）の広域自治体型に分
けて記載をしております。それから、フランス型をここに、ウとして入れております。
それから、一番下のイ、プラットフォーム型ですが、プラットフォーム型の先進的な事例
として、琵琶湖・淀川流域研究会の最終報告書の概要を添付しておりますので、恐れ
入りますが、そちらをご覧願います。15ページでございます。15ページが最終報告書
の概要版でございますけれども、広域連合が流域ガバナンスの調整役としてプラット
ホームの裏方、舞台回しの役割を担い、プラットフォームで各アクターが現状の確認、
課題等を共有し、各アクターがプラットフォームでの取り組み方針に基づき主体的に問
題解決に取り組むという手法が提示されており、裏面、16ページにはその手法につい
て、具体的な課題に即して今年度の検討の状況を記載しています。

それでは、もう一度4ページにお戻りいただきたいと思います。4ページの一番上、ウですが、アドホック・オーソリティー型を加えております。

後は大きな変更はございませんので、最後6ページをお願いいたします。6ページでございますけれども、前回はその他の検討課題として記載をしていましたけれども、平成30年度の検討事項（素案）として整理をし直しております。

1. 広域連合が担うべき政策等については、先ほど申し上げました広域産業政策からその他のテーマ・課題で、検討に際しては、連合は府縣市からの持ち寄り事務と国の事務の移譲、企画調整事務を行う権能があるということを意識しておくこと、関西の認知度向上のために、全国的にも有名なお酒について、例えば「灘（関西）」といったラベルを作成して貼るなどのご意見もいただいております。また、検討にあたってはフォローアップ委員会での検討・検証を十分参考にすることとしております。

2. 広域連合の体制・機能等については、類型や類型が備えるべき仕組みなど、また、政府間調整について検討するとともに、首長と連合議会議員の直接公選や財源、専任組織の設置等についても検討項目としております。また、その他として、関西広域連合プロパー職員を産業コーディネーターとして導入するなどのご意見をいただいております。

最後に、3. 上記1及び2を実現させるための手法ですが、今年度から国へ提案しております地方分権改革の新たな手法のさらなる深化や、憲法への広域連合の規定についても検討項目としております。

次のA3版の資料は各国の比較表であり、今後特徴的な制度等について記載の充実を図ってまいりたいと考えています。

3月22日には、この資料をベースに連合委員との意見交換をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、資料2、広域行政のあり方検討会（中間まとめ）でございますけれども、これは、第5回検討会に資料として提出いたしました第1回から第4回までの検討会の

概要をもとに、第1回から第6回までの検討会の概要を先ほどの論点整理表の構成に従ってまとめたものでございます。後ほどご覧をいただきまして、お忙しいところ誠に恐縮ですが、今月末を目途に修正等のご指示をいただければと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に資料3、別冊は、各国別のレポートであり、こちらも引き続きご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○座長（新川達郎） どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますけれども検討を進めてまいりたいというふうに思いますが、まずはいただきました資料、それぞれの項目の順番にご意見をいただいきたいと思っておりますが、そういう順序でよろしいでしょうか。もちろんある程度進んだところで相互に関連する事項もございますので、また戻っていただくということはできるかと思っておりますが、順次、中間まとめ 論点整理表の順番に従って議論させていただくということではよろしいでしょうか。

特にご異論がないようでございますので、お手元の資料1の各項目につきまして順次ご意見を賜ってまいりたいと思っております。

まずは、1.海外事例についてここまでの私どもの調査の中身を取りまとめたいただきました。この1ページの海外事例について、別紙の形でA3の横長のものもつけていただいております。特に前回、前々回ご議論いただきました連邦制国家について、米国、ドイツ、カナダ、オーストラリア、ベルギーも連邦制ではありますが、こういう国々について追加をさせていただいたということでもあります。これについてはまだ調査中で、今後さらに他の国も含めて、単一国家も含めて、CLAIR等の意見のもと中身を詰めていくということで、現在調査中という報告をいただいております。

これらの調査対象、それから今のところは各国の比較というのをお手元の別紙1の表の形で出していただいております。このあたりにつきまして各委員からご意見等

をいただいてまいればと思います。調査対象、それから検討すべき分析事項など、もしご意見がございましたらいただければと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、山下委員お願いします。

○委員（山下 茂） 個々のミスプリントみたいなものを含めて、それはまた別途事務局にお話をしたいと思いますが、委員会でございますから組み立ての問題だけ幾つか申し上げます。

1つは、Iの1、検討対象国ですが、連邦制、単一制、連邦化が進んでいる国家、この並べ方そのものがちょっと違うのではないか、日本が単一制国家ですから。やはり単一制国家が1番で、連邦化が進んでいる国家が2番で、それで3番目が連邦制国家、こういう順番になるものじゃないのかなと、これはぜひ委員会でもご検討いただきたい。表の方もそうです。

それから、分析事項の中で、この一覧表の表側に何を載せるか、表側をどう組み立てるかに関係いたしますが、1つは、やはり地方自治の仕組みを考える場合に、どうやって意思決定をして、どうやって行政執行しているかという、私は自治機構という言葉で呼んでいるんですけども、ガバナンスのシステムがどうなっているか、これはやはり比べて載せないといかんだらうと。私は特に日本の現在の戦後70年の仕組みは単純過ぎるとずっと言い続けている人間ですから、特に広域連合のような新しい仕組みを取り入れるときには、海外の仕組みなんかを参考にした方がいいということがありますので、是非そういう自治機構、そういった事項の欄も作っていただければと思います。

具体的には、例えばフランスであれば議会が直接選挙で選ばれて、その中から執行部が選ばれる、議院内閣制という仕組みであるということもはっきり書いていただく、それが大事だと思います。国の制度については、大統領制度が上に書いてありますが、肝心の我々が調査している地方自治の仕組みについてはそれが書いてない、これはやはりバランスを欠いているというか、大事なことが抜けていると思います。

さらに、それと関連しますけれども、地方の選挙制度、これについても実はきちんと書いておく必要があると思います。日本の選挙制度、これはまた非常に単純で、世界に珍しい単純な選挙制度になっていまして、それがいろんな問題を生んでいると私は思っておる人間ですから、地方の選挙制度にはいろんな仕組みがあるんだよ、よく考えないといかんよということを問題提起していただきたい。

さらに、公務員の数と議員の数をいろいろ生の数字を書いていらっしゃるんですけども、ただ生の数字をこうやって書き並べますと世間様はどう見るんだろうかということがございます。それについては、先ほどご紹介いただきました、本日、1枚の資料をお配りさせていただいていますが、これは何かというと、OECDですね、各国の政府部門、中央・地方を全部足した政府部門で働いている職員の数、これを毎年のように比べて、同じような物差しで比べてデータとして出しているものの一部なんです、そのうち縦のグラフが並んでいますものが、政府部門、いろいろ中央・地方、さらには社会保障の担当組織みたいなものを全部含めた雇われている職員の数、それぞれの国の労働力人口、どれだけの人が働いているかという全体の労働者の数と対比させてパーセンテージを見たものです。

日本のように人口が、例えばフランスやイタリアなんかの2倍あるわけですから、人口が2倍あるということは、当然中央政府にしても地方政府にしても行政の対象が2倍いらっしゃるわけでありまして、そうすると学校の先生も2倍要るだろうし、警察官も2倍要るかもしれない。そういうやはり人口規模とかそういったこと、あるいは経済規模とかいうことと絡めて職員の数を考えて比較しないと、あらぬ誤解だけが世間に生まれてしまう、あるいは議員の人たちの数も考えなければいけないということです。

それで言いますと、これは職員の数だけをコピーしてきました、これを見ていただくと、この棒グラフの一番右から3番目にいるのがジャパン、つまり総労働力人口のうちの6%ぐらいしか我が国では政府部門で働いていない、人を雇っていないわけで

す。逆に言うと、たったこれだけの割合でこれだけの行政を我が国ではしてきたわけでありまして、これは世界に冠たる効率的な政府部門です。このことをはっきりみんな認識していただいてから議論しないと大きな間違いが起こる。

それから、左のほうにいろいろ、例えば海外事例でよく言うグレートブリテンというのがこの真ん中辺の、OECD平均にいるGBRというのは、これはイギリスですけれども、やれNPMだのいろんなことを言って、参考にしろしろとみんな言ってるわけですが、サッチャーが大きな改革をした後でも実は15.6%になっています。ということは、日本の少なくとも2倍、3倍近い政府部門の職員がいる。NPMとか何だの言ってる割には多い。このことをわきまえて、海外を例えば参考にするなら参考にせないかん。それなしにやみくもに、サッチャーがこう言ったから、NPMがどうだからなんていうことを、ちゃんと分析もせずに我が国に取り入れると、日本の公共部門が壊れていく、国民の生活を支えている我が国公共部門が崩壊していく、そういうことになりかねない。ですから、公務員の数を生で書き並べるのではなくて、こうしたデータを並べていただければ。ぜひ委員の先生方にはそのあたりについてご理解をいただければと思います。

私自身、役所にいる間にさんざん人減らしをやってきた人間ですから、今さらおまえの言えた義理かといろんなところから言われがちですけれども、でも、日本は残念ながら役所というものを国民に理解してもらえていないのでありまして、中央も地方もさんざん人減らしを何十年もやってきております。そういう中で、もう今日、これ以上はさすがに考えないほうがいいんじゃないですかということ、私、役所をやめておりますから言っていますけれども、そんなこともございます。こういう項目での比較、生の数字をただ書き並べるんじゃないかということをご検討いただければありがたいということが、形の上、項目の上の私の気づいた範囲でのコメントでございます。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

検討対象国の並べ方、それから分析すべき事項、そして、特に中央と自治体、団体

としての意思決定、その特徴というのをきちんと、その性質というのをきちんと書くということ、特に民主主義の地方自治ですから、その民主主義の働き方のコアのところをちゃんと書くということ、それを支える選挙制度を記述しましょうということでした。なお、議員数、職員数についてはお説のとおりというところもありますが、そのほか、各先生方から何かございましたら、関連してでも結構ですがいかがでしょうか。

○委員（山下 茂） ちょっと言い忘れてました。議員の数ですね、これも日本は圧倒的に少ないんです。

○座長（新川達郎） そうですね。

○委員（山下 茂） 私は自分の本の中にも書いてありますけれども、我々国民を代表する国会議員、地方の議員の数が世界と比べ圧倒的に少ないのが日本です。つまり、圧倒的に少ない民主主義的代表者と圧倒的に少ない公務員、政府部門の職員でこの国の公共部門が今まで運営されてきているわけでありまして、これで本当にいいのか、そこも是非お考えいただきたいので、議員の数についても今のような国民の人口規模などと対比したようなデータをお願いしたい。

それとの関連で、一覧表の中にアメリカのことが書いてありますけれども、アメリカの基礎レベルの自治体が総合的に行政をやっている行政単位のことしか取り上げておられません。実はアメリカの基礎レベルの自治体で本当に他国と横並びで考えなければいけないのは学校区、つまりスクール・ディストリクト、あるいはウォーター・ディストリクトというような特定の目的の行政分野だけをやるためにつくられている特定目的行政区、スペシャル・ディストリクトと言われるものがごまんとあります。

ですから、総合目的のシティーとか何とか言われているものは3万ぐらいしかないので、それだけの数字で物を見るととんでもない間違い。この何とかディストリクトについては、我が国では広域行政組織だと思い込んで人たちがおりまして、とんでもない間違い。広域行政組織ではなくて、1つのシティーならシティーの中を幾

つも区分して学校区があつてみたり、そういう仕組みでありますから、このスペシャル・ディストリクトを数に入れなくて、アメリカでの例えば自治体の数であつたり、あるいは選挙によって選ばれる代表者の数であつたり、あるいは地方の職員の数であつたりを議論する、これは間違いであります。

ですから、アメリカについてのデータはまだきちんと我々勉強できてないわけですが、そこをきちんと入れて比較していただかないとおかしな比較になる。先ほども見ていたら政府部門全体の数でも、アメリカは小さな政府などと言っていますが、日本の2倍からいるわけですし、それが大きな原因になりますので、是非その辺のデータもきちんと入れていただければと申し上げます。実際に私は事務局と話しますが、基本的なことをご理解いただけないと勝手なことをするわけにはいきませんので。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

今回は地方政府部門の、それも基礎自治体レベルのものに焦点が合わせられているというところがあるのですが、国によってやっぱり、今ご指摘のように実際の行政形態あるいはサービスの提供主体、そこでの民主的、自主的な活動の仕方というのが全く違ってまいりますので、このあたりも勘案して、済みませんがこの表の作成のご準備をいただければと思います。各国それぞれに特徴がありますので、なかなか単純な横並べは本当に難しいですけれども、そういう特殊な事情が各国にあるということを含めてご議論いただければと思います。

今、米国のお話がありましたが、米国の警察と言えばやはりこれはもう様々なアドホック・オーソリティーがありますし、社会保険については国全体でやっているといったように思います。いろいろと各国で違いがございますので、そのあたりも踏まえて、済みませんが資料をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかいかがでしょう。

どうぞ、坪井委員。

○委員（坪井ゆづる） 済みません、山下委員に質問です。

今、山下委員がおっしゃったようなものは変えるべきと私も思って聞いていたんですけど、例えば、委員の持ってきていただいた棒グラフと、この横になってる今いただいている資料を見ると、日本の横にフランスがあるんですけど、州の議員の人口当たり何人とか数字が出てますけど、これとは随分違っているようにお見受けするなど。

○委員（山下 茂） こっちは職員の数。

○委員（坪井ゆづる） こっちの職員で見ていけば違っているなという印象を受けます。横のグラフを見てると、イタリアは2003年だったり、スペインは1996とかだったり、これはちょっとデータとしては古すぎると思うんですけど、これは新しいデータがあるということでしょうか。

○座長（新川達郎） どうぞ。

○委員（山下 茂） 今のお話は、データそのものがちょっと古かったりバランスが崩れていますから、私はCLAIRに頼んで、ここらはきちんと同じベースでできるだけ近い年次のデータをとれるようにこれから事務局と相談して進めていければと思っております。

ただ、私が申し上げたのは、そもそもデータ、その前にどうやって頼むかというもとの問題がありまして、こういうそれぞれの国の労働力人口全体の中でどれぐらいかというようなことを含めて把握しないと、ただ単に生の数字だけ並べるのではダメだという意味のことをこの検討会ではまずお話しさせていただいて、あと、具体的にはデータとしては、この中にある細かいデータ、実は字が小さくてよく見えないんですが、桁が間違っていたりする。日本が一番人口密度が薄いようなデータ、こんなのあり得ない話でありまして、かなり実は我々高齢者がなかなか読めない辺りで計算間違いがあるんじゃないかというのがありますので、私が本日居残りしてちゃんと調整させていただきます。ただ、項目として、今のようなそれぞれの全体の労働力人口の中に政府部門がどれぐらい、その中で、じゃあ中央と、あるいは連邦制なら連邦と州と、そして地方というのがどうなのか、これを見ていかないと話にならない。

中央と地方の職員の数を比べるという場合でも、日本ですと学校の先生やお巡りさん、これは地方公務員なんですね、フランスは両方とも国家公務員になるんです。ですから、そういう極めて労働集約的な行政分野をどこでやっているかという事務配分も含めて考えないといけない。それを忘れて、おまえら多過ぎるからどうしろ！とか、少ねえからもっと増やせ！とか言ったらおかしいことになる、そのことを分かっておいていただきたい。

表のデータ、縦のグラフが並んでいるのが政府部門全体のグラフ、だから中央、地方、社会保障関係、みんな足したものがこれです。裏にありますのが、それぞれの国での全体の政府部門の職員を100とした場合に、中央と地方でどういう割り振りになっているかという表です。これもミスリーディングな表でありまして、日本なんか政府部門全体の長さはずっと短いわけですね、ずっとちっちゃい中で地方がたくさんいる。よそと比べて実数はずっと少ないはずですよ。これなしに、ただ単にやみくもに100と並べて、だから、OECDもこれはできが悪い。こういう表をつくって日本の地方は多過ぎるんじゃないか？なんて議論をしていたら、とんでもない間違いが起こる。我々のような組織がわざわざこういう変なデータを世間に示してはいけないと言いたいのであります。これは大切。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

坪井委員、よろしいですか。

○委員（坪井ゆづる） はい。

○座長（新川達郎） どうぞ、岩崎委員お願いします。

○委員（岩崎美紀子） 今のご発言に関連しているのですが、例えば、横長のこの表のところに議員定数と職員数で、それぞれ都道府県や市町村と例を挙げて書いてございます。地方としないで都道府県と市町村に分けてるとこはすばらしいのでオールレベルオブガバメントを出す。それでそのパーセンテージを見る、国が何パーセント、都道府県が何パーセント、市町村が何パーセント。そのときに、山下委員がおっしゃ

ったように学校と、それからポリスというのがどこの権限になっているかというのを
(注) みたいなので書く。例えばカナダは国よりも州の割合がすごく大きいんですけど、それは州がソーシャルポリシーをやっているからで、連邦国家だったら州が大きいよねという単純な話ではない。とにかく生のデータとパーセンテージを出す。そのパーセンテージを出すと比較可能性が高まります。学校とポリスのほかに気を付ける分野はありますか。

○委員（山下 茂） 人手が一番かかるのは学校と警察でしょうね。

○委員（岩崎美紀子） じゃあ、それを明記して入れておくというのでどうかなと思います。

それと、議員も同じように国会議員、都道府県という広域、市町村というふうに出しておくといいと思います。

議員のほうも3つのレベルでパーセンテージとして出していただいて、かつ国の場合は二院制だったらどっちがどっちというふうに書いていただくというのもいいかなと思ひまして、それが加わると余計にいいかなと。

○委員（山下 茂） ちょっといいですか。

今、警察の話が出ましたので、この中でイギリスの表を見ますとね、地方自治体として実は警察がカバーされていない表になっているんですね。イギリスは大都市圏でサッチャーの時代に広域自治体を無理やり廃止してしまいましたので、かといって警察をそんな個別の小さな自治体でやるわけにいかないから、合同行政組織とでも、解説の中にはちょっと入っているんですけども、結局、県レベルを廃止しておきながら警察みたいなどうしたって要るものは別途また作って、一部事務組合みたいなのを作って、そこで警察官を雇ってやってるんですね。

ところが、その数はこの表なんかには出てないわけです。職員の数を数えるときにそこをカバーしてなかったら少ない数字になってくるわけで、イギリスは警察官が地方公務員ですから。ですから、そういうところの漏れも幾らでもあり得るもんですか

ら、こういう表ってすごく気をつけないといけないということをぜひ皆さんにもご理解いただきたいし、その辺を踏まえながらCLAIRの協力もいただいてしっかりしたものができればなど、事務局とご相談できればなど私は思っておりますので、そのあたりをご理解いただければありがたいと。

○座長（新川達郎） どうぞ、岩崎委員。

○委員（岩崎美紀子） これは別に大したことではなく、資料1のIの表題ですが、海外事例について調査を実施とあるのですが、何か海外に行ったみたいな感じ。「ついて調査」でとめるのはどうかなというのと、それからIIの論点整理を実施って入れて、「実施」がお好きなのかなとか思うんですけど、「論点を整理」でいいのかなって思ったりもしました。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

表題の文言はよろしくをお願いします。

比較の特に表側のところでは、ご意見いただきました公務員数、議員も公務員ですが、議員、職員、中央政府から基礎レベルまで各層について数字を出していくということ、それからそれも実数とパーセンテージをお願いしたいということで、ここのところも大変恐縮ですが事務局の方でちょっと工夫してみてください。

それからもう一つは、ここで言う地方公務員、日本で言う府県レベル、それから市町村レベル、それから道州制とか、特に道州ということで、それぞれに数値をとっていただいています、今の話のように公務員総数ということで言うと全く意味が違ってくるということもありますし、それぞれの地方政府に属さない、独立した自治的な行政サービス組織というのも山ほど、特に種類が違ったものがある、それが国レベルでも社会保障関係のように別建てで動いているようなケースもたくさんありますので、このあたりはどう書くかはちょっと難しいんですが、少し注記の形でも結構です、事情が違うことをはっきりさせておくということは大事かなと思っています。これは工夫して何とか調整して、各国を横に並べて比較できるようにすることができ

と大論文が1つ書けそうな気がします。今回はそこまではなかなか行かないかと思えますので、まず、そういう状況があるということだけ少し整理をしておいていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○委員（向原 潔） 3番にさらなる検討事項というのがありますね、これに関して、私は個人的にはこういうところを深掘りしていただいたら関西の参考になるのではないかということで意見を述べさせていただいたんですけど、この6ページの一番最後の平成30年度の検討事項とはどういう関係になるんですかね。さらなる検討事項ということで、事例の中で特に平成30年度にさらに検討するということでよろしいでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○座長（新川達郎） というおつもりだということです。

○委員（向原 潔） そういうことですか。それで、その平成30年度の検討事項の中に、これなんかはどこに入っているのでしょうか。

○事務局 済みません。ちょっと事務局の方で、こちらの1ページ目のさらなる検討事項はここに書いてしまいましたので、次、6ページからはちょっと記載漏れになってございますので、改めてこちらにも記載をするようにいたします。

○委員（向原 潔） ということは、1に国の制度とか、それから分析事項があって、それで、特にさらに深く検討すべき事項ということで、この2つが意見としてありましたということでいいですね、1ページ目は。6ページのほうにもう一度そのあたりをテーマを決め書いてやっていただくと分かりやすいと思うのですが。

○委員（山下 茂） 1ページ目は海外事例についてのさらなる検討事項に過ぎないんじゃないですか。後ろの6ページは、これも含めて全体として我々はこれから何を検討するかと、そういうことじゃないんですか。

○事務局 おっしゃるとおり、実は6ページの書き方をちょっと、少し省略してい

るようなところもございまして、6 ページの一番上の箱の下の1、広域連合が担うべき政策・事務・役割の検討、検討事項（例）としておりますけれども、本来このところに広域産業政策というようなところから入ってきて、現状に即した検討事項になっておるんですが、おっしゃるとおり海外の事例についてもまだまだ深掘りをしていかななくてはいけないものというのはたくさんございまして、ちょっとその上からも、その部分がこの6 ページからは少し脱落しているのかなというような気がしていますので、また事務局の方で精査をさせていただきたいと思います。

○座長（新川達郎） いずれにいたしましても、海外事例の調査については継続して各国の状況について今後、次年度に向けて整理をしていただいて、それをベースにして平成30年度の、先ほど素案では出てきておりましたが、こういう内容について検討を進めていくということになるかと思えます。したがって、さらなる検討事項というのは平成30年度も当然この海外事例についても議論としては出てくる、それを踏まえて来年度は具体的にこの広域連合の個別利用も別にしながら、その姿というのを議論していく、そんな格好になるかと思っております。

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

それでは、Ⅱは「論点整理を実施」じゃなくて「論点を整理」ということになりそうではありますが、こちらの整理の中身につきまして少しご意見をいただいきたいと思えます。

まず、1のところでは、府県を超える広域自治体はどのような政策・事務を担うべきかということで、ここにはちゃんと海外事例も参考にしてと書いてありますよね、広域行政のニーズについて少しご意見をいただければと思います。

このあたりが次年度の私どもの具体的な検討テーマということで、産業政策については前々から向原委員あるいは篠崎委員からもご指摘をいただいていたところですが、その他、幾つか挙がっておりますけれども、こんなところも検討の候補に挙げてはどうかということをお願いできればと思っております。

どうぞ、山下委員。

○委員（山下 茂） よろしいですか。

前に言ってなくて恐縮ですけど、1 ページ目の下から2 つ目、広域環境政策ですが、これにつきましては、ちょうど上の産業政策にあるフランスでの州域経済発展計画、これと同じような形で、州レベルで全体の環境の問題に取り組むというような仕組みがあるはずですので、そのあたりもうちょっと固有名詞をよく確認した上で、事務局とも相談した上でやらせていただければと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

どうぞ、篠崎委員お願いします。

○委員（篠崎由紀子） それぞれの考え得るテーマはこうだと思うんですが、その他のテーマ、例えば琵琶湖・淀川流域において、分野横断的な統合的な流域管理について、分野横断的という言葉があるんですけども、もっと広げて考えると、広域環境も広域観光も広域農林水産も、それからこの琵琶湖・淀川の治水も、ある意味、総合的に考えられるわけですね。国の出先機関の丸ごと移管を主張しておりましたときには、確か省庁の縦割りの弊害を廃して、身近なところでより包括的に総合的に、分野横断的にやっていけると言われていたのですが、その視点をこの中間まとめの中にどう入れ込むのかが分からない。どんなふう書き込むのがいいのか悩んでおります。表にして、連関表みたいに相互に関連するテーマには丸をつけるなどして議論できないかと思ったりもしております。

例を挙げますと、広域産業政策に関連してイノベーションの創出などいろいろ申し上げましたけれど、関西の発展を考えていくときに、産業だけでなく、暮らしやすい関西を考えたときに、産業面でも生活面でも、やはり人に関わること、人をどう育てていくのか、産業政策で言えばイノベティブな人材の育成、生活者の視点では学び直し政策ということになるんですけど、今やってらっしゃる広域環境政策のなかで、滋賀県が取り組んでおられる幼児からの環境教育というのがございます。この幼

児期からの教育という土台の部分が人材育成の基礎になる、そう考えると、教育が対象になってくる。

例えばイノベーティブな人材育成と言いましても、今、これだけA IとかI o Tの分野で非常に変化が激しい中で、文科省の審議会でいろいろ審議して、下へ降ろしてきたころにはさらに変化が進んでしまって、対応が遅れるという弊害もあります。すでに関西広域連合の環境の取り組みとして幼児教育が実例としてありますし、関西が昔からやってきた産官学民の連携の仕組みの蓄積の中には、例えば地球環境関西フォーラムのような、産官学民が一緒になって、今90年代の初め、学校教育でも環境教育ができてなかったときに、環境教育啓発に取り組んでいる学校を支援する仕組みを作るなど先進的な取り組みがあります。

教育というのは、単に学校教育は文科省だからというのではなくて、「人を育む関西」というテーマを掲げれば、産業のイノベーティブな人材育成も、あるいは幼児教育も、それから学校教育に対してもこれだけ変化が激しい中でサポートする政策が必要であって、それはやはり関西レベルで、官と民、学が連携して、それこそ関西の得意なやり方でやっていくべきと考えます。その際この中間まとめのなかでどういうふうに表現できるのか。言葉と同時に先ほども申しましたが、マトリックスで表現すると、分かるのではないかなと感じました。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

どうぞ。北村委員お願いします。

○委員（北村裕明） 今の篠崎委員のご意見について、私も非常にそう思っております。府県を軸にして広域インフラから広域行政まで幾つかのところがあって、今、その中でいわゆる府県を超える行政機能としてどういうものを重点的にやっていくのかということを経り込んでいくと思うんです。けれども、そういった区分けを超えるものがあると思うのです。琵琶湖・淀川流域はその典型でして、環境、防災、産業、文化、観光等にまたがります。そうした政策課題が現行の国の機関では、縦割り型の

省庁が対応しており横断型には対応してないので、むしろそこで広域連合がそうした政策課題を横断型につないで対応することで、広域連合の存在価値を高める分野は多いと思うんですね。

文化は今、観光と共に扱われているのですが、産業政策と関係しています。経済産業省では、文化産業をクリエイティブ・インダストリーとして扱っていますが、文化庁が扱う事業にも関わってきます。京都府には文化庁の機能が半分ぐらい移管されると聞いていますが、そこに大阪や京都を含めて文化産業論みたいな新しい展開をしてみると、これは関西広域連合にふさわしい産業政策が展開できるんじゃないかと思えます。むしろ既存の挙げられているテーマをつなぐ分野のところこそ、県域を超えた新しい機能があって、それは霞ヶ関でも担えないという流れなんじゃないかと思うんですね。

だから、そうした分野や政策課題を、どのように探し出すのが大切であります。私もこの委員会とは別にフォローアップ委員会の委員も仰せつかっておりまして、この前委員会で「人の環流」を扱いますと、これはまさに分野横断的ですよね。だから、むしろそこを重点的に考えた方が関西広域連合らしい府県を超える課題の選択ができるんじゃないかと思うところでもあります。そうした課題をピックアップできるような仕組みを、この委員会なのかフォローアップ委員会なのか、あるいは各府県が担当いただいている分野でも拾ってもらえるのか、そこは少し考える必要があるなと思いました。

○委員（山下 茂） 中で暮らしてる人間の文化をまず考えていかないかね。

○委員（北村裕明） 当初、文化だったところへ観光へ入れたんです。

○委員（山下 茂） 項目立てしたら、目に入るように。それは関東と比べりゃ関西が一番だから。

○座長（新川達郎） 文化はぜひ入れる。

どうぞ、山下委員。

○委員（山下 淳） この1ページから2ページにかけてのまとめのところで、広域産業政策と広域観光政策という、こういうタイトルをつけるということがやっぱり誤解を招いたのではないだろうか。どういう意味で広域なのかという説明を抜きにしてやっちゃった。それこそ県を超えるという空間的な意味での広域性だけに受け取られることになっちゃった。広域インフラなんて、それこそ府県を超えるような自動車道路のネットワークとかリニアの話とかという、これって広域だから府県ではないよね、でも、国かな、いや、広域な組織を作ってそこが担うんだよねみたいなイメージになっちゃった。観光にしたって、府県を超えた近畿の観光をどうしましょうかみたいな話になっちゃったから、広域の組織でというふうに従来型の発想で捉えられてしまふ、そういうつもりで作ってないだろうと思うんだけど誤解される。

むしろ、我々が議論してきたのは、それこそ府県を超えるスケールで産業のあり方というのを考える必要があるんじゃないだろうかとか、あるいは観光というのを、府県を超えるスケールで考えてみると、どういうふうなことができるんだろうとかというところだったんじゃないかなと思うんです。だから、広域産業政策、広域観光政策とかという話じゃなくて、産業政策をもう少し広域で考えてみようよとかというのが1つと、それからもう一つは、まさに産業政策、観光政策とか環境政策というふうな割り方でいいんだろうかというところだったと思うんですけど。

表現をちょっと考えていただくというか、何がここで言いたいのかということが分かるようにちょっと説明を足していただくということかなと思っています。広域産業政策から観光、環境、インフラ、防災、広域という形容詞にちょっと抵抗があるのと、こういう既存の政策分野にこだわった表現でいいんだろうかということですよ。そう考えると文化みたいなのも話に入ってくるんだろうと思うし。

それともう一つ、テーマ、課題という話は、同時にそれこそ府県なり市町村なりが今やっている政策をどう変えるか、あるいはどうつながってくるか、またどうそれを変えていくのかという話とつながってくるころがあると思うんです、あるいは、国

がやっていることとも同じでしょう。そこら辺をちょっと意識して、これから議論していかなきゃいけないところなんでしょうし、そこをちょっと入れておかないといけないなと思うし、そうすると、後の方の政府間関係をどう考えるかというところともつながって、政策の話と仕組みの話がつながっていくのだらうと思います。5ページの政府間関係のところ、国との関係は物すごく意識してやるんだけど、課題としてはやっぱり市町村との関係をどうするかというのが・・・。

○座長（新川達郎） 府県との関係に対して。

○委員（山下 淳） いや、府県との関係以上にやっぱり市町村との関係というのはちょっと意識しないといけないんじゃないか。関西広域連合の現状から見ると、やはり市町村との間での信頼関係をどう作っていくかというところは大きな課題でもあるし、そこを次の課題、来年度の課題なのか、もうちょっと先なのか、意識をすべきかと。

○座長（新川達郎） 来年度やらないといけないですね。

○委員（山下 淳） 意識しないといけないと思うところですし。

○座長（新川達郎） 少しテーマを考えていくときに、若干、今の状態ですと既存の広域事務を何となくそのままイメージしてしまうという部分もあって、ここで本来考えないといけないのは、先ほど篠崎委員がおっしゃったように、縦割り、横割りでバラバラになって、実は本当の問題をきちんと捉え直していないのではないかと、そういうところを捕まえ直すのがこの従来の枠を外した関西広域連合という仕組みで見たとときの大きな意義ではないかということで、子供たちからの生涯にわたる教育の問題、これも本当に縦割り、横割りでされていますが、そういう話。あるいは文化という切り口もそうですし、環境もひよっとするとそうかもしれませんし、フォローアップ委員会でやっている人の還流の問題もそうかもしれませんが、少しそういう視点が前提にあってこういう経済問題であるとか、あるいは環境、文化の問題であるとかを取り扱ってますよ、考えたいですよということを言っていないと、この委員会をや

る意味はないということでしょうかね。

どうぞ、じゃあ先に。

○委員（山下 淳） 今のご指摘に異論はなくて、ただ、もう一つ期待されるものとして、県なり市町村なりの政策の調整というか統合みたいなところが課題として、あるいは、担うべき仕事としてあるんじゃないか。例えば防災にしたって、市町村それぞれ法制度上計画を作って云々ということになっているけれども、そういうところをそれぞれ作ってもらっていいんだけど、ちゃんと隣接しているところ、あるいは広域的に見てちゃんと調整されていますよねという、政策的な連携というか調整というか、役割というか、そういう政策づくりみたいなのも、ここで言うやっぱり「広域」の1つかなと思うんです。

縦割り、横割りとはちょっと違う切り口というのが1つと、もう一つは、既存の縦割りでもいいんだけど、それをきちんと府県、市町村の間の連携なり調整がとれた形にしていくための広域的な政策づくりを考えた方がいいんじゃないかなと。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

少し、むしろ政策の担い手そのものはそれぞれの主体が、国、県、市町村教育団体以外、経済団体の政策になるかもしれませんし、市民団体もあるかもしれません、それらの間で、例えば環境の問題というのがじゃあどういふふうにならば本当に効果的に進むということがあり得るのか、そしてそれを関西広域連合の視点で見ると、むしろ総合的に考えると、どういふふうにならば調整すればそれぞれの活動がより効果的に進むのかというか、そういう観点というのが多分大事になってくるかなということでお話をいただいたかと思えます。

○委員（北村裕明） 僕もね、だからぜひ、広域防災から始まったところが、今、山下委員がおっしゃった後者の部分ですよね。各都道府県、市町村が独自にやっているけれども、広域的に見た場合に何か調整する課題があって、それが本当にうまく調整されているかどうかというところが議論されているのかどうかですよ。

例えば、私、滋賀県で、栗東から野洲にある希望が丘文化公園の再編委員会にも参加しているのですが、利用者は結構県内以上に県外が多いんですよね。そうすると、ああいう施設が関西広域で幾つぐらいあって、そうすると、滋賀県における希望が丘文化公園というのはどういう機能を果たすべきなのかについて、そういうところでは少し調整ができていますと、非常にその意味では広域の連携組織としてはありがたいし、そういう分野は恐らくあると思うんですよね。だから、フォローアップのときにも、各広域防災から始まったもので、これまでどういう調整ができたのかと、どの点ができてないのかというところについては少し確認をしておいていただいた方が、次のところ、うまくいくんじゃないかなという感じがします。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

希望が丘文化公園というのはスポーツ施設とか文化施設の大規模な公園施設で、ただ、どういうふうに存続させるか、今、大変みたいであります。ご苦労さまです。

済みません、余計なことを言っておりますが、そういう観点も含めてちょっと、むしろ何もかもは難しいですので、今いただいたようなお題を少しピックアップしながら、それらについて、従来の縦割り、横割りの中での扱い、それからもう一つは、本当にそれぞれの政策というのが、その1つの論点に対するいろんなところの担い手がやっている政策というのがきちんと効果的に回っているのか、あるいは相互に連携できてるのかできてないのか、できてないことでどういう弊害が、あるいはできていることでどういうプラスがあるのかというところも考えるということで、ちょっとそういうお題も考えていただけるとありがたいと思います。

済みません、岩崎委員、お待たせしました。

○委員（岩崎美紀子） 済みません、ちょっとまたもとに戻ってしまうんですが、考え得るテーマ、課題のところでは観光とか環境とか、あるいはインフラ何々ということがあったんですが、私、地域遺産というのがすごく重要だと思うんですが、それが入っていないのはちょっと気になっていて。カナダは非常に歴史のない国だから、へ

リテージを大切に思っています。たかが300年か400年のそういうことをすごく大切に
してるんですね、それが我々の来た道であってというのがあるので。とにかくそうす
ると、外から見ると、もう歴史の長さから言ったら関西は関東の比ではない、関西に
暮らしてらっしゃると当然で意識はなさないかもしれませんが、私みたいに
外から見たり、若い国に行ったり古い国に行ったりいろいろしていると、その国の持
つ遺産というか、歴史文化遺産みたいなものはすごく重要だと思うんですね、国のこ
れまでの蓄積みたいな。現在の形の国ができる前は地域が主要な単位でその文化遺産
も蓄積しています。地域遺産、地域に根差した遺産という地域遺産という考え方から
みると、関西はほかのところにはない強さが注目されると思うんです。

担い手がいなきゃどうなのかって話になっちゃうと、アイデアがないので、テーマ
の頭出しだけですけど。紀伊半島ってすごく日本にとって重要なところだと思うんで
す。私は関西の地域遺産として2つ挙げたいんですけど、1つは紀伊半島なのです。
もう1つは都です。何とか京、何とか京ってずっとやってる都の変遷です。飛鳥から
始まっていろんなところに都が遷都されていますよね、都の蓄積が、関西にある。首
都のあり方みたいなのを含めて国家建設に関わるものの地域遺産としての都の蓄積、
それからもう一つは自然と文化の地域遺産として紀伊半島、吉野と高野山と熊野、こ
の3つを擁するのはすごいと思ってるんです。

○委員（山下 茂） それもそうですね。

○委員（岩崎美紀子） そうですよ。

○委員（山下 茂） 3つ揃ったら大変なことになった。

○委員（岩崎美紀子） むしろ森林がというところもそうなんですけど。

○委員（山下 茂） お伊勢様を忘れないように。

○委員（岩崎美紀子） 失礼しました。三重も入れていいのかどうかちょっと。外れ
て。

○座長（新川達郎） いやいや、入れていいです。

○委員（岩崎美紀子） 紀伊半島の特色のひとつは宗教ではなくて信仰なんですね、それってすごく大きいと思うんですね。世界は一神教の宗教が多く、それが対立の原因ともなっている。日本は信仰が大事。高野山に行くとびっくりしちゃいます。とにかく宗教が強要されない信仰というのはどの国籍の人でも何かほっとするみたいですね。あの空間がすごい好きって思ったりもしている。別にそれを観光の目玉にしろというわけではないんですが、もう少し地域遺産のよさを関西自体が見直す。それでそこに住んでいる人たちはそれに誇りを持つ、持っていると思うんですけど、地域の誇りを新たに再確認する、ということと同時に、外に向かって我々は世界でまれに見るこういう地域を持っています、そういう意味での地域遺産というのをもっと出されたらどうかという気がしています。

琵琶湖・淀川は出ているので、紀伊半島で出しても怒られないかなと。それをどんなふうにするか、いわゆる広域行政に結びつけるかどうかというところはアイデアがないんですが、とても大事なものとして関西が持ってらっしゃるものに対して、もう少し光を当てればどうかと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

○委員（山下 茂） 済みません、ちょっとそれにあわせて。

○座長（新川達郎） どうぞ。

○委員（山下 茂） ぜひ熊野古道を歩いていただければありがたいと思いますが、それはそれとして、今の地域遺産の話というのは、物的なものをみんなイメージしがちですけども、やっぱり関西の力というのは、それこそ関東、カナダ400年と比べてもう何千年みたいな関係ですから、私なんかは神武天皇の頃から大切にしようという人間なんで、関西の中の例えば物語であってみたい、そういう人間の文化ですね、それとソフトな文化ですね、こういったものを、実際には関西の人は日本の歴史は我々の歴史だぐらいに思ってるから、自分じゃ独自には創りたくないのかもしれない。そうは言ってもこの400年、江戸の方に政治の中心を取られちゃってるわけです。

から、やはり関西としてのハードウェアの資産もそうですけれども、ソフトウェアでの資産というようなものをそういう面で見てもおもしろいかもしれない。私自身は、若い人に関西学みたいなもので何か共通の、この関西地方、昔で言うと畿内であってみたい、熊野ももちろん入れていただかないといけません、そういったものを組み立てるようなことをもっとしていったらいいのかなと思ったりしています。

例えば、私も実は授業で使ってるんですが、関西地区で生まれた憲法とか、国のコンスティテューションに当たるもので言うと、例えば聖徳太子の十七条憲法ですね、あれ、「和をもってとうとしとなす」ばかり我々は知っているんですが、一番最後の17条目に「みんなでしっかり議論しなさい」とある。

明治維新の五箇条のご誓文、あれはまだ天皇陛下が京都にいらっしゃるときに発してらっしゃるわけで、これにも、これは第1条に「しっかりみんなで議論しろ」とある。ですから、みんなでいろいろしっかり議論して物事を組み立てる、1人で勝手に決めなさんなよというのは関西のいわば歴史的な教訓みたいなこととして使えないかとか、そんなことを思ったりしています。

ついでに、余り言いたくないんですが、プラットホームという言葉が今の時代使ってますけれども、むしろ関西弁で何かよい表現がないかと、そう言いたいです。私が提案をしたいのは、さっきの熊野古道ですが、円座石（ワロウダ）というのがあるんで、神様がそこでみんなで座って議論する大きな石というのがあるんですね、「円座」と書くんです。ああいった関西の歴史、関東の連中じゃ到底太刀打ちできないような背景を持った言葉とか、そうしたものをもっと大切に、こういった議論の中で使っていていただくことを考えていただけたらいいんじゃないかと。私なんかはプラットホームなんて言われると、何を言っとんやと、駅のホームと一緒にするなというようなことを、悪口を言いたくなるわけです。そのあたりは是非、言葉の感覚も全く違うはずですので、その辺を大切に議論をしていただければと思います。

○委員（北村裕明） ご意見を聞いてて、岩崎委員や山下委員のご意見をこの広域で担うべき機能というのに落としていくとすると、例えば京都府が担当している広域観光・文化・スポーツの中で、例えば世界遺産や日本遺産ではなく、関西遺産というブランドをつくり、世界遺産や日本遺産とは違う新しいコンセプトで、関西の価値を発見して、それを活用する施策を提案できれば、関西広域連合として存在価値が高まるのではないかという気がいたします。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

じゃあ、坪井先生からどうぞ。

○委員（坪井ゆづる） 済みません、皆さんの意見はすごく勉強になっておもしろいんですけど、今、この議論は、このテーマをどう書くかという話をしているんじゃないんでしょうか。先生方の話はすごくおもしろいんですけど、今、事務局はきっとパニックってるんじゃないかと思うんで、おっしゃっていただいたようなその省庁縦割りじゃないんだよというような表現をどこかに使って、あくまで例示って書くわけだから、だから、その辺を盛り込んだらいいですよという話なのかなと思って聞いております。済みません、時間配分として、先生、大丈夫なのですかと、ちょっと私は心配になってきてます。先ほどの地域遺産で言い出すと、淡路島は何で入らないのとかって井戸さんが言いそうな気はしますけれども、それは置いて、中間報告への書きぶりをもう少し何かまとめてあげなくても大丈夫ですか。

○座長（新川達郎） もうこれ以上はどうにも、付け加えるとしても今出た幾つかの項目を付け加えるのと、それから広域と言ってることの考え方というのを少しご意見いただいたような形で一番最初のところに数行つけ加えるかどうかという、そんな感じでとりあえずはまとめたいと思っています。ここはもう中間ということで、こんな論点があったよということで出しますので、恐縮ですが私にお任せということにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

いや、今の関西遺産の話もお酒のラベルの話とくつつくなと思って、これはぜひ入

りたいなと個人的に思ったんですが、これも事務局と相談して、入るものなら入るといふことでやりたいと思っています。

議事進行も言われましたが。

○委員（向原 潔） 私は、先ほど山下先生がおっしゃった企画調整機能が不足していると思います。関西の中がバラバラになっていてなかなか効果が上がってないので、その調整機能を関西広域連合に担っていただきたい。私は非常に単純にそう考えているわけです。

そういうことと言うと、1度意見で申し上げたんですけど、産学の連携ですね、これも1つのテーマに関西広域連合が取り上げるべきではないか。関西には大学もたくさんありますし、研究所もたくさんありますし、企業もありますから、関西の成長・発展のための有力な手段だと思いますので、これをより広い分野と範囲でやっていくというのは意味あることだと思います。是非広域連合のテーマにしていただきたいと思いますので、お願いします。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

一応その他のテーマのところ若干頭出しだけしてありますが、ここのところをもう少し精査をさせていただいて、そういう知的な資産というのを広域的にどう活用していくのか、そして産学連携、やはり産学だけでなく産学民もあるかもしれませんが、そういう連携を考えていくことで少し整理をしたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、議事進行してよろしいでしょうか。また戻って、こんなテーマもあるよというようなことを出していただければと思うんですけど、余りたくさん書くときくと連合委員会も混乱すると思いますので、これぐらいにとりあえずはさせていただきますと思います。

それから、今、調整機能の話、政策調整の話、それから特に国、関西広域連合、そして府県・市町村の政府間関係、このあたりもお話をいただいておりますので、2

番目の、どのような体制、機能などが最適なのかということで、ここも幾つか論点をいただいております、こちらの方に少し進めさせていただきたいと思います。

それぞれどんな、これからの関西広域連合、そのあり方を考えていくときに、どういう体制とか機能、これを考えていったらよいのかということで、特に（１）は道州制の議論からの発展系ですので少し制限がありますが、（２）以下では、特に国と地方との関係を中心に、それから（３）のところでは、先ほど来出てきておりますような政策の調整といったようなところかなりウエートを置いた幾つかの類型が出されています。政策の調整の結果として、イギリスなどの特定の政策分野の仕組みというのを切り出していくというのがアドホック・オーソリティーあるいはスペシャルディストリクトといったような形かと思うんですが、そんなのも含めて、そういうところのご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

岩崎委員お願いします。

○委員（岩崎美紀子） これ、順序なんですけど、（２）の国との関係がまず最初に来た方がいいかなって。（１）が行政分野で（３）が行政分野の遂行なので、中に国との関係が割り込んでいる形ですが、重要なことは、国との関係がどうなのか、もちろん市町村との関係はどうなのかということも入れて、そういう体制なので、順序ですけど、そういう関係の仕方かもしれないです。

○座長（新川達郎） いかがでしょうか。

山下委員。

○委員（山下 茂） 今のその（１）にあるのを（２）にするのは大いに賛成ですけども、その箱の中に入っているのは、私の参加したことのない研究会のほうの概要を書いてらっしゃる。前にもちょっと申し上げましたが、このレポートを拝読したときに、道州制という、しかも国の審議会が言ってるような意味での道州制を頭に置いて市町村とどうのこうのという議論をしてらっしゃったように、どうもそう読めた。広域連合のあり方を考えるときに、ちょっと発想がそれじゃ違うんじゃないだろう

か？と私はずっと思っています。道州制で州を置く場合の州の話と、府県を母体にして広域連合を置く場合では、大分違うはずですが、この研究会のあれから抜粋したというこの形だけで果たして我々はこの先、議論として十分にやっていけるんだろうかというところを私は危惧いたします。

これが出発点だよと言われちゃうと、私は意見違いまっせと言わざるを得なくなってくるので、そこのところの組み立てが私よく分からない。いずれ新年度になったらそんな議論をさせていただかないかかと思えますけど、いずれにしてもこれを（２）へ移していくというのは、私は大いにそれでよろしいかと思えます。

○座長（新川達郎） 坪井委員。

○委員（坪井ゆづる） これは言葉の問題ですけど、どのような体制、機能などが最適か、気合い入れて選ぼうぜという議論をするんでしょうか、我々は。何が考えられますかということでもいいんじゃないんですか。

○座長（新川達郎） とりあえずは何が考えられますかということですね。

○委員（坪井ゆづる） 最適かっていったら何かちょっとニュアンスが違うんじゃないかと。

○座長（新川達郎） どのような体制、機能などが考えられるかぐらいですかね、今のところ。

○委員（北村裕明） 新川座長も山下淳委員もお考えがあると思いますが、山下茂委員がおっしゃった前の道州制のあり方研究会の提言ですけども、当時、自民党と維新の会が道州制の法案を出すということがあって、それに対するための対案的なものを考えてほしいというのが主たる依頼であって、それに基づいた提言でした。そういう意味では、提言では府県を廃止するとも何とも書いてないです。

○委員（山下 茂） 書いてないですよ。

○委員（北村裕明） 書いてないです。

○委員（山下 茂） しかし、道州からいきなり市町村になってる。

○委員（北村裕明） そうなんです。だから、そこは私の認識としては。

○委員（山下 茂） 同じところ、12ページ。

○委員（北村裕明） それは他の先生方がどう思っていたかは分かりませんが、府県が存続してもいいし、なくなることも可能だし、あるいは関西広域連合の機能としてこの3つの類型がある意味発展する可能性があるということも想定しながら考えていた、というのがそのときの議論の雰囲気でした。今回、山下先生から指摘をされて、そういうふうに見えるじゃないかというご指摘はよく分かるんですけども、当時の研究会での議論としては両方いけるものであって、幾つかの政党から出ている道州制案に対してこういう形の広域自治体というものがあり得るということを研究会で議論をしてまとめたと理解しています。だから、これがベースになっているかどうかじゃなくて、そういう議論を当時していたということだと思います。

○委員（山下 茂） そういうことは分かるんですけど、それをベースに我々はさらにやるということなのかなと見えちゃうんですね、こうなると。

○座長（新川達郎） そうですね。

○委員（山下 茂） そうなんですか、本当かというとところが、私としては、その元根本を私は議論させていただきたいと。

○座長（新川達郎） というよりは、どんな体制が考えられるかというときに、これまでの関西広域連合での検討としては、この道州制のあり方検討というのがまずあったので、それが最初に出てきたということにすぎません。ここでの議論は新たな議論を始めておりますので、これの位置付け自体が、方向付けをするということではなくて、いろんな考え方の参考の1つと位置付けていただければ。ただ、順番的に早い段階で出てきたので先に出てきていると私は理解をしております。

それから、この箱書きのところになります。類型化したところには道州と、それから基礎自治体しか出てない絵柄も出ていますけれど、基本的には都道府県が廃止になっているかどうかということについては一切触れていないというのがその報告書の

大きな特徴でもあります。府県の存廃ということについては触れないでも道州制と、それから地方自治体との関係というのを議論できる、そういう分野もあるよということも議論してきたという経緯もありました。ここはいろんな解釈部分があるかと思っておりますが、今後の参考ということで位置付けをしておいていただければと思います。それも含めて、はい、山下委員どうぞ。

○委員（山下 淳） この（１）行政分野に着目した類型と言われると、多分誤解があるというか、私もちょっと抵抗があるんです。道州制のあり方研究会で行ったのは、現行の国、都道府県、市町村によって行われている行政サービスが、府県より広域的な行政主体というか、そういう政府というのを想定するとどういふふうに行行政サービスのやり方というのが変わるのか、どうよりよくなるかというのを考えたということだと思っています。行政分野によって今の政府体系で行われているサービスの提供のあり方が違ふし、行政分野によって広域政府というのを想定したときの行政サービスの担う役割というか、よりよい行政サービスの提供の仕方というのでも変わるだろうから、分野ごとにいわば典型的な行政分野というのを比較して、今、こういうふうに行サービス提供しているけど、こういうふうによりよく変えられるじゃんということも頭の思考実験をやってみたと思っています。

そういう意味では、行政分野に着目したと言われたらそうなんだけれども、そこから出てきたのは、要するに広域的な政府というのが担ういわば機能というか役割としてこういう３つぐらいあるよねというふうに行引張り出したわけですよ。これが必ずしも、それぞれの行政分野ごとの検討から引張り出したのは確かなんだけれども、こういうふうな形で使われてしまうとちょっと抵抗がある。まだこれ分野ではなくて、こういう３つの機能というか役割を担い得るよねというまとめだったら分かるし、そういうまとめとして多分これ引張り出しているんだろうと思うんです。だから、行政分野に着目した類型と言われると、この四角の中はもうちょっと書き方変えないといけない。逆に広域的な政府が担う機能であれば、一般化するとこの補完型なり連合

型なり企画立案・調整型なりがあるよねという、そういうことではないかと思うんです。いきなり聞くと、これは山下先生がおっしゃるとおりで、したがって、これはどういうふうな意味でこの3つのイメージが用いられているのか、あるいはどういう作業をして出てきたのかというところは丁寧な説明が要ると思います。

○座長（新川達郎） この結論自体は、あくまで私たちのここでの議論の参考でしかありませんので、府県を超えた広域行政を考えていくときに、こういうふうな府県あるいは市町村に対する補完型というのも考えられるし、それから、もう少し積極的に企画調整をしたり、あるいは立案していったりするようなイメージもありますし、逆に、実質府県の連合体として仕事をしていくというようなこともありますよねという、それぐらいのイメージで考えていただければと思います。ただ、ここはそんなにこの結論にとらわれる必要や、これを正確に理解する必要はありませんので、いろいろな体制、機能が考えられるということでご意見をいただければと思っています。ここはまだオープンですので、議論をどんどんしていただければと思っています。

○委員（山下 茂） 議事進行上は、こういう……を出して書いてくれる分には、それは今後議論しましょうねというデータとしては、それはいいと思うんですけど、誤解のないように……確認いただければなと思いますけれども。

○委員（篠崎由紀子） 例えば今のア、イ、ウの3つの機能を担う場合がありますけれども、ここに書いてある義務教育や生活保護というこの例示は適切でしょうか。先ほどの分野横断的という話と絡めていくと、イノベーティブな人材育成・教育の企画・立案ということになると、教育分野あるいは科学技術分野ということになりますので、義務教育が係わってくることでもあるし、そうすると、今の例示アの下に書いたりイの下に書いたりとなってくる。このままでよろしいのでしょうか。

○座長（新川達郎） これは、報告書の中で扱った事務領域です。それぞれの事務領域が、例えば義務教育分野というのをもっと充実させるためには広域的に何を補うことができるだろうか、そのことで各市町村が義務教育をやっていく上でどういう成

果が出せるだろうか、そういう観点で議論をしたという、その分野を、具体的に検討した分野をここに出しているということですので、どんな議論をしたかはまたちょっと分厚い報告書を見ていただかないといけないことにはなります。そのぐらいのことですが、これは特に私たちの今回の議論を縛るような、そういう項目立てということでも何でもありませんので、この前の研究会での報告の中身とご理解いただければと思います。

はい、どうぞ、坪井先生。

○委員（坪井ゆづる） 先生、そういう建て付けにするんだったら、別に取りまとめじゃなくて、参考資料として置いておいてもいいんじゃないですか。

○座長（新川達郎） そうです。ですから、2の（1）のところを一番最後に参考として持っていくということは当然あり得ると思います。ただ、これまでいろいろご意見をたくさんいただいてきてますので、単なる参考というよりは、議論の俎上に乗っかってますので、これはこれとして位置づけています。

○委員（坪井ゆづる） そういうことでは、ちょっとないと困るんです。

○座長（新川達郎） そういう点では、1つの手がかりということで議論していたければ一番ありがたいです。

○委員（山下 淳） いや、気になったのは、この（1）、（2）、（3）ってこれどういう分け方なんだ、整合性はとれてるんだろうかというのがあったわけです。だから、（1）、行政分野に着目した類型って言われると、タイトルとしては間違ってるよねと思うのですが、参考にしてもいいし、あるいは参考にしないで、要するに広域的な政府がこういう役割とかこういう機能というものを担うことで、これまでよりもより良い行政サービスの提供ができるよね、みたいな分け方とする手はあるかもしれないということでした、参考でもいいとは思いますが。

それともう一つ、ちょっと気になったのは、4ページのアドホック・オーソリティー型とEU型というのはウとエですが、これって構成団体調整型とプラットホーム型

と並ぶものなんですかね。

○座長（新川達郎） 当然、機能的には重なっているとは思いますが。

○委員（山下 淳） 並ぶものかねという・・・。

○座長（新川達郎） そもそも並ぶか並ばないかという問題もありますね。

○委員（北村裕明） 行政分野に着目して検討したことは事実ですが、これをどう書くかは別でありまして、行政分野に着目した類型となると誤解を招くので、広域政府の機能に着目したぐらいでいいんじゃないですかね。どうでしょうか。それを3つの機能に分けてみた、具体的にその3つの機能を類型化するために各行政分野的には一体どうなのかということを試行錯誤してみたということですから、類型としては広域行政の機能に着目した類型としたほうが当時の議論を反映していると思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

ちょっと並べ方としては、この2のどのような体制、機能が考えられるかということについては、理論的には難しいところがあるんですが、まずは（2）の国との関係に着目した類型ということで、むしろここを最初に出してきて、言ってみれば広域行政のあり方として、まずは国との関わりの中でどういう広域行政というのが想定をされているのか、それからこれまでの我が国における広域行政論、そういうものを踏まえて、そこに幾つかの類型がありますねということ、これが1つ。

それから、大きな2つ目として、広域行政ということを実際に実施していく体制というのを考えて、広域的な政策を実施していく体制を考えたときの類型としてこの調整型とかプラットフォーム型とかというのが出てくる。それから、特定目的型というのがあるかもしれませんし、もう少し水平連携にスーパーナショナルなものをオンするようなEU型というのがあるのかもしれませんが、そういう政策遂行上の体制というのも類型かもしれない。そして、道州制のあり方研究会で議論したような広域行政、特に行政分野に着目して、そして、それを具体的に執行する事務、体制づくりというのを考えたときの3つの類型というのが理想ですねというご意見の結果というような、

そんな並びで体制や機能の考え方というのを、これ、着目点ですので、理論的に同じレベルで並んでるだけじゃなくて、着目点として国との関係で広域行政というのを考えてみましょう、それから、広域的な政策を実施していく、広域的な政策を考えていくというときの着目点、それから、具体的な事務というのを考えていったときにどんな、これ、政策と重なるところもありますけれども、具体的な位置付けで考えてきた従来の研究会のテーマ、こういう並び方でちょっと整理をしていただくということにしましょうか。

はい、どうぞ、岩崎委員。

○委員（岩崎美紀子） 国との関係のことでちょっと気になっていることがあります。そこで……というのを、やっぱりこの箱囲みについて思ったんですけど、中を見てるとちょっと違うかなと。特に（２）のところは、国との関係とか、さっきの、どのような体制何とかがってとこのそういう議論なんですけど、これって類型がすごく重要なのかなって、類型、類型、類型になってますよね、今のその議論になっていた（１）のところも類型だし、（２）のところも類型だし、（３）も類型だし、類型ですよ、類型を並べて、それでどれが考えられるかというのかな、それとも、類型にこだわり過ぎてる感じがすると、そういう意味なんですね。それで、ごめんなさい、さっきの議論に戻りますが、（１）の国との関係に着目した類型って、とにかく、そうすると、関西は連邦国家にはならないわけですから、お勉強しましたけどね、何となく見えそうな感じのというのは、単一制の中でも広域自治体ですよ、そうすると、フランス型、類型が好きならね、フランス型、それからスペイン型、それから、この間の新川座長にお話しいただいたイタリア、イタリア型。全然違うわけですよ、違うんだけど、それでそれは何やっているか、どういうふうなのかというのを説明できますよね。

この３つの共通点は何かという、基礎自治体と広域自治体と、コミューンとデパルトマンと言うかしら、それを置いたままさらに３層目として創ってるというのが、

この3つの共通点ですよね。既存の広域自治体の境界を越える広域的な行政ニーズに対応するために作った諸外国のさらなる広域自治体は、いわゆる日本で言う府県を廃止して創り上げるものではなくて、それぞれの2つのレベルの地方制度を置いたままさらに広域的なものを創っている、何かすごく力強く出ますよね。

もう一つは、なぜその話をするかということ、前は府県存置型で、今、府県廃止型で、なぜこんな括り方をするのかみたいな感じがするからです。まだ道州制を引きずるのかなというのがあって、そうじゃなくて、せっかく新しく始めるわけで、海外事例にも挑戦までして。そうすると、そうすると、フランス、スペイン、イタリアで3層目を新しく創りました、それを敷衍すると、そのまま府県は存置してますと、存置して広域自治体を創るとというのが普通のあり方ですよということのがまず1つ。

もう一つは、懸案の国との関係、国の出先機関をどうするかということころをどう見るかということ、これを統合しなくちゃいけないという立場をとる、連合長はそのようなんですけど、でも、国がそれにオーケーするとは思えないんです、それも丸ごととか。省庁によっては、出先機関の行政区域も違うわけです。そう考えていくと、国の出先機関の機能をどう扱うかというスタンスをどう見るかということ、本省と出先の関係、つまり決定と執行の関係に着目する。出先は本省の命令に従っているわけで、出先だけをみても分権にはなりにくいのではないのでしょうか。少なくとも自己決定権がある地方自治体と、本省の指揮命令系統のなかでの執行機関にすぎない出先機関では、同じ地域にあるからというだけで統合はできないように思います。国との関係は考えないで、自治体間のヨコの連携の強化をする、そのなかでどうしても、というのがあれば、出先ではなく、本省にかけ合う。

○座長（新川達郎） 上から。

○委員（岩崎美紀子） というふうな感じの地方分権って考えた方がいいように思えます。少しこだわってるところをちょっとリセットする。私、連合委員会に出席できませんので、よろしくお願いします。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

○座長（新川達郎） そうですね。国との関係に着目した体制の考え方という、類型もそうするとこだわりがあるかもしれませんので、そういう考え方の中で、特にフランス、スペイン、イタリアについてやはり基礎自治体、それから府県レベルを置きながら、なお州というのを導入している、そういう特徴がありますので、このあたりが海外事例から学んだ大きな事例の意義であります。さらには、中にはベルギーのようにどんどん連邦制に移行しちゃったようなところもあるというような、こういうところが恐らく国との関係で言うと、今、ヨーロッパ各国としては出てきてるかなという感じです。

そして、それに対して私たちがこれまで議論をしてきたのは、いわゆる道州制という提案がありましたし、それからもう一つは広域連合型で、国からの権限移譲というのを、移管というのを考えていくという、そういうような型がありました。いろいろと順番とか中身の問題だとかというのはあると思います、少しこれからの私たちにきてきちんと議論をしないといけない体制、そこと、それからこれまで議論をされてきたものという、そういう並び方にちょっと並べ替えをしていただくといいかもしれませんね。

○委員（山下 淳） 同じことはこの（3）の政策遂行手法についても言えると思います。要するに、アが構成団体調整型で、府県・市の政策を調整するというんだけど、調整の仕方としてどういう仕組みでやるのか、プラットフォーム型で調整するというのがあるんじゃないかとか、あるいはEUのような、要するに組織、委員会の決定に委ねるという調整もあるだろうし、このア、イ、ウ、エというのはちょっと私は違和感があります。これ、念のため確認ですが、このウのアドホック・オーソリティー型というときに、広域連合というのはアドホック・オーソリティー型ですよ。

○座長（新川達郎） そうです。

○委員（山下 淳） そういう整理でいいですよ。

○座長（新川達郎）　　そうです。

○委員（山下　淳）　　要するに、今の関西広域連合というのはアドホック・オーソリティー型の1つだという、そういうことですよ。

○座長（新川達郎）　　制度としてはそうです。

○委員（山下　淳）　　制度としてはそういう位置付けですよ。ただ、ここでアドホック・オーソリティー型というのをわざわざ挙げてるとするのは、むしろ意思決定というか政策決定等を行うのではなくて、実施を担うという、そういうイメージで挙げているということでしょうか。

○座長（新川達郎）　　ここではそうだと思います。

○委員（山下　淳）　　そうすると、構成府県・市の政策を調整して意思決定というのはどこなんだという話は、どこに行くんだと思うんですけど。

○委員（山下　茂）　　アドホック、意思決定してる。アドホックは意思決定はする、しない。

○委員（山下　淳）　　アドホックはできない。

○座長（新川達郎）　　アドホックに与えられた権限の中、アドホックの中身についての意思決定は当然する。

○委員（山下　茂）　　するでしょうね。

○委員（山下　淳）　　そうすると、結局、先ほど私が関西広域連合もアドホック型だよと発言したのは、まさに。

○座長（新川達郎）　　そうです。関西広域連合は連合の規約の中に掲げられている。

○委員（山下　淳）　　限られた事務。

○座長（新川達郎）　　限られた事務について、その範囲内で連合としての意思決定をして実施をしておられることになります。

○委員（山下　淳）　　そうなりますよね。そうすると、アドホック・オーソリティー型とそれ以外のア、イ、エというのは、まさにどういう観点に着目した整理なんだ

というのはありますよね。

○座長（新川達郎） 確かに。

どうぞ、向原委員。

○委員（向原 潔） 戻ってしまうのですが、さっきの府県存置型広域自治体と廃止型広域自治体について、国との関係に着目して、岩崎委員がおっしゃったことと同じかも分からないですけど、国の権限をどうするかということ、誤解を招かないために書いておく必要があると思います。国の権限がそのまま、出先を統合だけでも私は全然意味がないと思います。誤解を生んでしまう可能性があると思いますので、是非お願いしたいと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

特に国出先機関統合型というのは、やはりちょっと表現も含めて考えたいと思います。

それから（3）のところのここは、どういうふうにしたらよろしいでしょうか。ともかく与えられた政策課題をどう遂行していくかというときに、そのための具体的な仕組みとして、まず、比較の見やすいのがこのプラットフォーム型というのと、それからEU型というのと、それから恐らくこの現在の広域連合の持っているアドホック・オーソリティー型という、このぐらいの類型かなと思っています。

アの構成団体調整型というのは、もうちょっとその手前のレベルでの水平的なネットワークづくりぐらいの話かなというふうにちょっと思いながら見ていたんですが、ここもちょっとそういう並べ方も含めて、それから政策遂行という観点からの整理をして、順番の入れ替えだけはちょっとしていきたいと思っていますし、説明文章もちょっとこのままでは誤解を招くところがありますので、そこは事務局と調整をさせていただきたいと思います。

時間がどんどんなくなってきました。

○委員（北村裕明） 形式的には関西広域連合はアドホック型かと思いますけれど

も、担っている機能は多面的でしょうね。ここで想定しているアドホックは、恐らく岩崎委員が紹介されたバンクーバー広域政府のように、さまざま実施機関を持っている、限定された機能について実施機関を持っているところがむしろ大きいので、そういうイメージじゃないかと思います。だから、ここに掲げるテーマは、形式は入るのですが、ここで入れてしまうとそういうイメージが強くなるので、少しずつ表現と内容を検討していただいた方が良くと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

アドホック・オーソリティー型というときに私たちが何をイメージしているか、それから構成団体調整型と、これはもう一つ、半分ぐらいが現在の広域連合なんですが、これのちょっと使い分けをどうするかというのをもうちょっと整理しないといけないかなという気がしております。ここは少し事務局と相談して整理をさせていただきます。

3番目の類型が備えるべき仕組み等はどうあるべきかということで、類型と言うと問題もあるかもしれないですけども、考えられ得る広域行政の担い手である体制が、それではどういう仕組みとか機能を持っていったらいいのか、どういう制度を持っていったらいいのかということです。これは4ページ目、5ページ目のところで載せていただいております。これにつきまして、ちょっと時間も大分押してまいりましたが、大事な論点ですので、少しご意見をいただければというふうに思います。

先ほどの山下淳委員のご意見では、やはり市町村との関係というところをもう少しきちんと政府間調整の中で考えたらどうだろうということでご意見をいただきました。

○委員（山下 淳） 4ページのこの3の（1）のところですが、これまで出た話を拾っていただいているというのはそれで結構ですが、それをどういうふうに整理するかというところがあるんだと思うんです。類型が備えるべき仕組み、制度というときに、これ全部仕組み、制度の話かなというのはちょっと気になっているところです。リーダーシップが発揮できる仕組みとかって言われると仕組みだけども。まさ

に狭い意味の制度、例えば二元代表でいくのか、それとも理事会、評議会制みたいなものにするのか、あるいはそれ以外のものとか、議会をどうするのか、政党制度をどうするのかみたいな話とそれ以外の、広い意味で言えば仕組みとか制度だけど、動かし方に関わるような話と区別をしてはどうかな、その方が分かりやすいかなと言う気がいたしました。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

特にここでは意思決定の機構、それから民主主義的な意思決定機構の選出、それからその意思決定機構が実際に機能するために必要な権限や、あるいは必要な組織、そしてそれらの組織間関係、こういうのが少し整理をされてくると思います。それから、当然、民主主義の制度が前提になっておりますので、住民との関係や、あるいは社会経済各種団体との関係といったようなところがもう一つ重要な仕組みの議論としては出てきていいかな、そのぐらいのちょっとジャンル分けをしておいていただいて各項目を入れていただくと少しは整理がつくかもしれません。

○委員（向原 潔） 遡りますけど、財源（課税権）のところは、非常に重要だと思うんですが、海外事例のところは、これも1つの項目としていただきたい。海外がどうなってるのかというのは参考になるのではないかと思います。海外の制度の中で課税権がどうなっているのかということを検討項目として取り上げていただけたらと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございました。

課税権問題では、特にヨーロッパの州政府の税源等についても議論しましたので、そのあたり参考にさせていただければと思います。

○委員（篠崎由紀子） 備えるべき仕組みに関してですが、かなり多様な、多岐にわたるテーマを担うということになってきたら、現状のように職員の皆さんが本籍地は府県で、出向でやってらっしゃるという体制でいいのかどうか、事務局体制を充実していくのが重要になります。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。幾らでも出てきそうですが。

○委員（向原 潔） 篠崎さんおっしゃった事務局の強化のところですが、これは、6 ページに次年度の検討項目で、広域連合の体制、機能の強化のその他のところから出てきています。これは私が以前、意見申し上げたのですが、これに加えて民間人材の登用みたいなことを一度考えてみたらどうかと思います。特に産業政策などを考えるときに、行政の職員だけではなくて、民間からの出向とか、あるいは即戦力の中途採用とか、民間の経験のある人を登用することもあるのかなと思いますので、付加的に加えていただけたらと思います。

○座長（新川達郎） ありがとうございます。

6 ページ目のところ、次年度の具体的な検討事項についてお話をいただいております。どうぞこちらも含めて、本日、もう予定の時間をちょっと過ぎておりますが、若干お許しをいただいて、いただけるところのご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山下委員、どうぞ。

○委員（山下 茂） 来年度議論するとき、この項目にないことを言ったって構わないわけですか、それなら黙っておきます。もうまとめてもらわないかんから。

○座長（新川達郎） 今日のところはまとめのためなので、当然この次年度の検討事項はこれで尽くせるわけではありませんし、今、中間段階でお話いただいたのもとてもまとまっていませんので、この内容についてさらに深掘りしないといけないところもたくさん出てくるかと思っています。でも、次年度の検討事項としてこれぐらいは頭出ししといてよというのがあれば、是非お願いをしたいと思います。いいですか。

時間が大分過ぎてしまいましたので、それでは本日は、本当に最初から真摯なご意見を色々いただきました。これは全て来週の連合委員会で全面修正をしてお出し

をするという事にはなかなかならないかと思しますので、取りまとめは、恐縮ですが極力本日の論点を入れるということで中間論点整理としてはお許しをいただきたいというふうに思っております。22日、来週には連合委員会の皆様方との意見交換の中で、また本日もご議論いただいた、そして、本日の議論に行かなかったところを各委員の皆様には連合委員会の各委員の前でまた議論をいただければと、こんなふうに思っておりますので、出席予定の方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ご出席がかなわない委員には、もしご意見がございましたら事務局もしくは私までいただければと思ひています。それらもご披露させていただければというふうに思ひています。その他のご意見については、もう日にちがありませんので、連合委員会に事前にお出しする資料としてはなかなかこの後いただいても修正が効かないところはあるかと思ひますが、もしも今後の議論のためにも是非必要のご意見等ございましたら、ここは例によりまして、積極的に事務局にお送りいただければと思ひしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは、予定の時間をまた5、6分過ぎてしまいましたけれども、今日も本当にいろいろご意見をいただきました。

この後、広域連合委員会との協議の仕方につきましては、意見交換については事務局の方から説明をいただくということにしたいと思ひますので、ここで一旦事務局にお返しをさせていただきます。

○事務局 新川座長、ありがとうございます。

「広域連合委員会委員との意見交換について」という資料をお手元に配付をさせていただきます。当日は14時45分から15時45分で、大阪府の咲洲庁舎で意見交換を予定いたしております。予定は15時45分からでございますが、15時30分からの連合委員会冒頭からご着席をいただく予定にさせていただきますので、恐れ入りますが15時15分までに、44階に小会議室、控室をご用意しておりますので、そちらの方にご参集をお願い申し上げます。

当日の進行ですが、まず新川座長から座長報告を行っていただきまして、その後、各委員の皆様からお一人3分程度で、最も強調したいポイントについてご発言を賜りたいと存じます。その後は井戸連合長の進行によりフリーディスカッションで意見交換をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

済みません、下の方にお戻りいただきまして、来年度の予定もこちらに記載をしています、5月13日以降でございます、ご予約をよろしくお願いを申し上げます。8月以降の日程につきましては、新年度に入りましてから調整をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日は今年度最後の検討会でございます、中塚事務局長から一言ご挨拶を申し上げます。

○委員（山下 茂） 質問させていただいていいですか。この連合委員会委員って具体的にどんな方々ですか。存じ上げてないんです。

○座長（新川達郎） 連合を構成している団体の知事、市長です。

○委員（山下 茂） はい、分かりました。

○中塚事務局長 済みません、1時間という時間は限られていますので、こんなぶしつけな進行案を提示しましたけど、この意見交換会はあくまで意見交換会というふうにセットさせていただきました。単なる研究の報告会ではないということですので、半年間こういう議論をしてきて、これからこういうふうにしていこうとしてるんだという、そういう意味での報告はもちろんお願いしたいと思うんですけど、あわせて新川座長の、この議論を踏まえての今後、関西広域連合の将来がどういうふうにあるべきかということについてのお考えをお述べいただければと思います。委員の皆さんにもお願いします。それらも含めた形で、委員と知事で、ディスカッションしていただきたいと思っております。

今日が今年度最後ということですので一言だけ申し上げたいのですが、9月の第1回目の会合のときに連合長が出席しまして、この委員会の目的は何かということを一

言で言うと、関西広域連合のこれからがどうあるべきなのか、特に器の話です、統治機構等の仕組みの話ですけれども、そういったものについて諸外国の例を踏まえながら提言をいただきたいと申し上げました。それは先ほどからご議論いただいているように最適なものを1つということではなくて、幾つかの方向性を提示していただきたい。最終的に決めるのは連合、知事、市長が合議で決めていくわけで、それについての考え方の整理をした提言をいただきたいと申し上げました。

ちょっとこれは我々の反省でもあるんですけど、連合のあり方というときに、器の話と、そこに盛り込む政策というか中身の話と、この2つを両方セットで議論しないといけないんですけども、どちらかというところのあり方検討会では器の話を主にイメージしておりまして、連合がこれからどういう政策をやっていくべきなのかということは、先ほど話がありました広域計画等のフォローアップ委員会を別途つくっておりまして、これには新川座長と北村副座長にも委員として入っていただいているんですけども、この議論がようやく始まりまして来年度本格化します。この2つの委員会は本当に双子の関係にありますので、何らかの形で、例えばもし可能なら合同の委員会を行うとかいう形も含めてフィードバックしていきながら、連合がこれからどのような政策を行っていくべきなのかという議論と、それに対してどのような統治機構なり仕組みがあるべきなのかということ、非常に限られた時間ですけども、来年度1年間でまとめていきたいと思っております。

ということもありまして、この3月22日の意見交換会というのは、来年度にどのような着地点といいますか、方向性を見出すのかということについての意見交換を是非お願いしたいと思って企画をしております。委員の皆様のお思いと言いますか、考え方を是非ぶつけていただいて議論をお願いしたいと思っております。

9月から7回、充実した議論をしていただきまして本当にありがとうございます。4月以降も大変なスケジュールでお願いすることになると思いますが、引き続きよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○座長（新川達郎） どうもありがとうございました。

中塚事務局長に置かれましては、いよいよ最後ということで、今月末ですか、ご退任ということでございます。4月からはまた新しい職場で活躍をされるということですが、大変お世話になりました。

それから、事務局の皆さん方も大分異動がありそうだと聞いております。今年度内、当委員会としては最後ですので、改めてこの研究会でお世話になりましたことを御礼申し上げて、来年引き継がれる方にはよろしく申し上げますということをお願いして終わりたいと思います。どうも長い時間ご協力ありがとうございました。